

## 取扱手数料について

請求書が送付されますので、それに基づいて支払いをお願いします。

請求金額は、指定収集袋の納品数量から算出されるごみ処理手数料（指定収集袋の買取り価格）から取扱手数料（指定収集袋の価格の8%+消費税）を差し引いた金額となります。これは、手数料支払事務簡略化のため、指定収集袋仕入時の代金支払いの際に取扱手数料を相殺して納入していただくことで、取扱手数料支払いに代えさせていただきます。

例：燃やせるごみ 20リットル袋1組(10枚)を1箱(30組)購入(12,000円)した場合。

○仕入代金  
12,000円

○取扱手数料

① 12,000円×8%(取扱手数料)=960円

② 960円×10%(消費税)=96円 ※取扱手数料の消費税

③ 960円+96円=1,056円 ※仕入金額より差引

④ 12,000円-1,056円=10,944円

このとき、取扱店⇒商工会議所 商工会議所⇒取扱店ではなく、  
取扱店→商工会議所(10,944円)とすることで取扱手数料を支払ったものとみなします。

